

美浜町子ども読書活動推進計画
(第二次)



平成30年4月

美 浜 町
美浜町教育委員会

目次

はじめに

第1章 第二次推進計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨と経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 これまでの取組みの概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 アンケートの実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 アンケートの結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 計画の柱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 4 計画の期間と対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第3章 具体的な施策

- 計画の柱（1） 読書に親しむ機会の提供と充実・・・・・・・・・・ 7
- 計画の柱（2） 子どもの読書環境の整備と充実・・・・・・・・・・ 9
- 計画の柱（3） 子どもの読書活動に対する理解と関心の向上・・・・ 10
- 計画の柱（4） 子どもの読書活動推進のための体制の整備・・・・ 11

参考資料

- 読書環境現況調査アンケート結果
- 子どもの読書活動推進に関する法律

はじめに

「読書」は、情操を育み、感性を磨き、言葉と論理を学ぶ、人生を豊かに生きていくために欠かせないものです。またそれは、ときには勇気や知恵を与えてくれ、またときには人の心の機微を教えてくれる、計り知れない力をもっています。

一方で、インターネットに代表される情報メディアの目覚ましい発達と普及、さらには子どもたちの生活環境の変化などによって、多くの年代で「読書離れ」「活字離れ」が進んでいます。また、そのことが読解力・表現力・想像力の低下を招き、若者のコミュニケーション能力の欠如につながっているともいわれています。

「読書」は、どの年代においても重要ですが、とりわけ人格が形成される子どもたちに与える影響は大きいものです。心身ともに柔軟な子どもたちに、読書を習慣として身につけさせることは、上で述べたように、近年の我が国において緊急の課題といわざるをえません。子どもたちに本と出合う機会を意図的につくり、読書の楽しさを味わわせ、それを習慣づける、この一連の流れをどうやって築いていくか、わたしたちは今、真剣に取り組まなければならない時期にあると考えています。

本町におきましても、「美浜町子ども読書活動推進計画（第一次）」の策定から10年経過した今、その成果と課題、さらにはアンケート（小学2年生・5年生・中学2年生とその保護者、一般図書館来館者を対象）をもとにした現状の分析を踏まえて、第二次の「美浜町子ども読書活動推進計画」を策定しました。子どもたちと本とのつなぎ役を担うことを念頭に、読書環境の整備、体制づくり、さらには本を介しての世代間交流と地域連携などに積極的に取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定に当たり、貴重なご意見をいただきました関係の皆様、アンケートにご協力いただきました児童生徒及び保護者の皆様、図書館利用者の皆様に感謝申し上げます。

平成30年4月

美浜町教育委員会教育長 山本 敬

第1章 第二次推進計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨と経緯

「子ども(おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」

[子どもの読書活動の推進に関する法律 第2条:基本理念より]

国・愛知県の動向

国は、「子どもの読書活動推進に関する法律」を平成13年に施行し、平成14年には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(以下、「基本計画」という。)を策定しました。その後、子どもの読書活動を取り巻く状況の変化等を踏まえ、平成20年に第二次基本計画、平成25年には第三次基本計画を策定しました。

愛知県では、各市町村における子どもの読書活動を推進するために、平成16年に「愛知県子ども読書活動推進計画」(以下「愛知県推進計画」という。)、平成21年に「愛知県推進計画(第二次)」、平成26年3月には、基本方針を「読書が好きと言える子どもの育成」とする「愛知県推進計画(第三次)」を策定しました。

策定の趣旨

子ども読書活動推進の法律や国・愛知県の計画を踏まえて、美浜町では、平成20年4月に「美浜町子ども読書活動推進計画」(以下「推進計画」という。)策定して取組みを進め、平成25年の一部改正後、計画に沿った取組みを行ってきました。その結果、ブックスタート事業や子ども司書体験、読書感想画展の実施をはじめ、小学校へのブックトーク^{※1}訪問、館内でのおはなし会、おすすめ本リストの作成、ヤングアダルトコーナーのネーミング変更など様々な活動を計画し実施してきました。

国の第三次基本計画、愛知県推進計画(第三次)及び本町におけるこれまでの取組みやアンケートで明らかになった課題に対応するため、また、子どもたちがより主体的に読書活動ができるように「美浜町子ども読書活動推進計画(第二次)」を、ここに策定することとしました。

今後は、本計画に基づき、家庭・地域・学校等の連携を一層強化し、子どもの読書活動に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

※1 あるテーマに沿って、何冊かの様々なジャンルの本を順序立てて紹介すること。

2 これまでの取組みの概要

(1) 家庭・地域における取組み

保健センターでの健診時に、ブックスタート事業「はじめまして絵本」で、4か月児と1歳6か月児に町図書館職員及びボランティアによる読み聞かせを保護者に体験・理解してもらい、絵本をプレゼントしています。また、おすすめ本のリストの配布を行うなど乳幼児と保護者が絵本を介した言葉かけや本を仲立ちに楽しい時間が持てるよう支援しました。

また、ボランティアにより、子育て支援センターや児童館でのおはなし会も開催しています。

さらに、図書館内お話のへやでは、毎週木曜日、第2・第4土曜日に職員及びボランティアによるおはなし会を開催し、家庭での読み聞かせの促進を図っています。

(2) 学校等における取組み

町図書館と学校が連携して読書推進を図ることを目的に、学校図書館担当教諭会議に図書館職員も参加させていただき、情報交換等を行っています。

また、小中学校での「朝読」等の読書活動を行ったり、保護者のボランティアによる読み聞かせ会を開催したり、子どもたちが本に触れることで、その楽しさを感じ、読書を通して言語能力や感受性を育むことができました。

(3) 町図書館における取組み

子どもの読書意欲を高め、好奇心を満足させる絵本や児童書の収集に努め、特集コーナーの設置や行事の充実を図りました。行事に関しては、子どもの読書週間に「こいのぼりにぺったん」、「ぬいぐるみのおとまり会」、「子どもの本のリサイクル市」、「子どもの日とくべつおはなし会」を、夏休みには子ども向けに「ワークショップ」、「司書体験」、中・高生の職場体験の受入れを実施しました。また、保育所や幼稚園児の絵画や、小中学生の読書感想画を展示するなど、子どもたちが図書館に興味を持ち、足を運んでくれるよう努めました。

また、小学校では町図書館職員、ボランティアによる授業時間を使ってのブックトークを精力的に行うなど、児童・生徒に対する読書支援に努めました。

3 アンケートの実施

平成29年度、新しい推進計画に反映させるため町内小学生(2・5年生)、中学生(2年生)とそれぞれの保護者、町図書館来館者(大人99名)にアンケートを実施しました。

【アンケートの実施状況】

① 小学2・5年生、中学2年生を対象としたアンケート

内 容 : 読書に対する意識、学校図書館及び町立図書館の利用状況

回答数 : 小学2年生 153名

小学5年生 179名

中学2年生 204名

② 小学2・5年生、中学2年生の保護者及び町図書館の利用者(大人)

内 容 : 町図書館の利用状況、家庭での読み聞かせの実施状況など

回答数 : 小中学校対象児童・生徒の保護者 447名

町図書館利用者 99名

4 アンケートの結果

アンケートの結果、これまでの成果や現状、今後の課題など明らかとなりました。

(1) 成果

○ あなたは本が好きですか？(マンガ、雑誌は含まない。)

	小学2年生	小学5年生	中学2年生
好き	84.2%	65.4%	56.9%
嫌い	2.6%	3.9%	8.3%
どちらでもない	13.2%	30.7%	34.8%

○ 不読率(1か月に1冊も本を読まなかった子どもの割合)

	小学2年生	小学5年生	中学2年生
不読率	0%	7%	10%

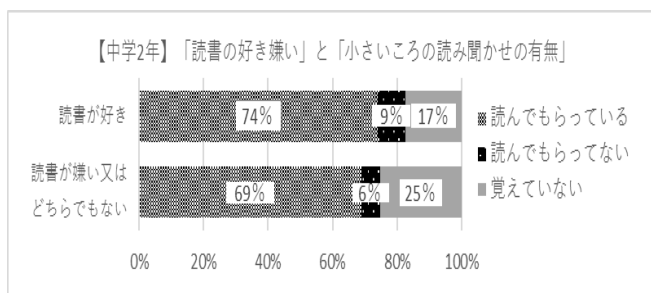
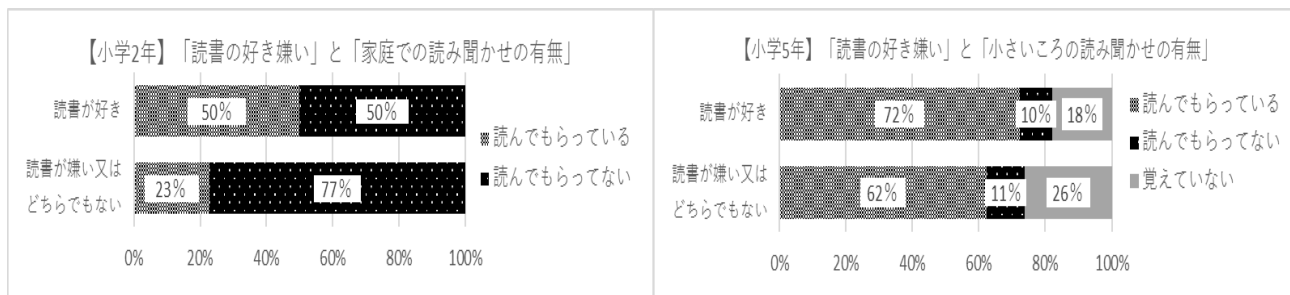
○ ご家庭で読み聞かせをしていますか？(大人対象)

よくする	ときどきする	あまりしない	全くしない	無回答
16.7%	43.0%	19.8%	10.6%	9.9%

小・中学生ともに「読書が好き」と回答した子どもの割合が半数を超えていること、「読書が嫌い」と回答した割合が一桁であったことや、ご家庭で読み聞かせをする大人の割合が半数を超えていることなどは、読書活動の推進に成果があったと考えられます。

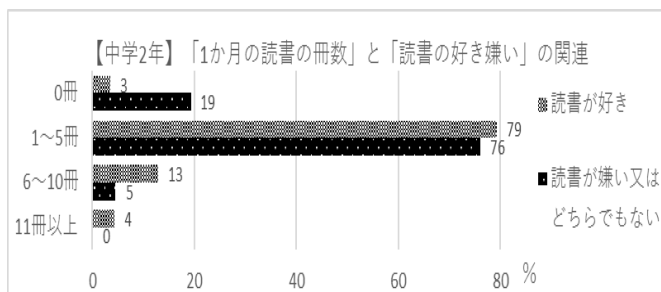
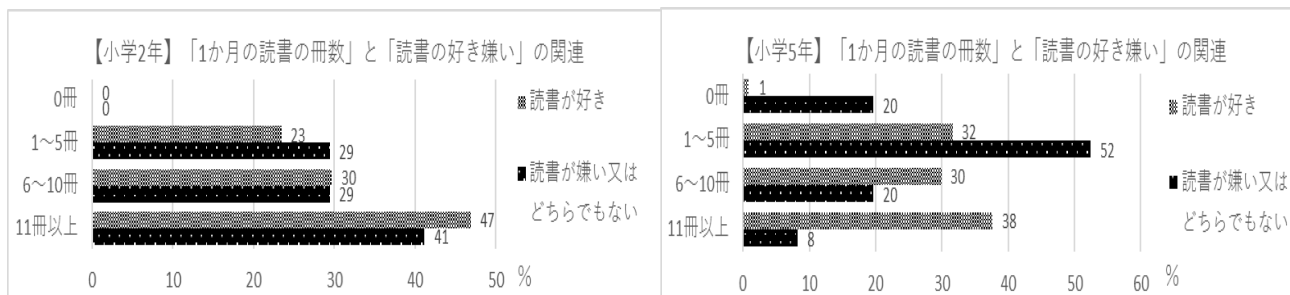
(2) 現状

○「読書の好き嫌い」と「小さいころの読み聞かせの有無」の関連



アンケートの結果をクロス集計したところ、小中学生ともに読書が好きな子どものほうが、小さいころに読み聞かせをしてもらった経験が多いことがわかりました。

○「1か月の読書冊数」と「読書の好き嫌い」の関連



読書の好き嫌い、1か月に読む本の冊数の関係を調べてみました。小学5年生の読書が好きな子どもと嫌い又はどちらでもない子どもで、1か月の読書量に大きな違いが見られました。中学生は、読書の好き嫌いに関わらず、1か月に読む量は「1~5冊」が最も多く、あまり本を読まない傾向にあることがわかりました。

(3) 今後の課題

アンケート結果より、子どもの読書活動を推進するには小さいころからの読み聞かせなどを通して「本は面白い」「読書が好き」という子どもを育てることが重要な課題であると考えます。また、子どもたちに一番身近である保護者の理解を深めることも必要です。第3章で、具体的な施策を定めます。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の位置づけ

この計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項の規定に基づき、策定するもので、当初策定の推進計画の成果と課題を明らかにし、子どもを取り巻く諸情勢を踏まえて、今後の施策の方向性、具体的な取組みを示し、位置づけをします。

2 基本方針

① 読書に親しむ機会の提供と充実

子どもが積極的に読書をする意欲を高め、生涯にわたり本に親しんでもらえるよう、子どもの発達段階に応じて、読書の楽しさを知るきっかけを持つことが重要です。

そこで、家庭・地域・学校が連携を取り合いながら、子どもの生活の中に読書が位置づけられるように活動の充実を図り、読書に親しむ機会を積極的に提供します。

② 読書環境の整備・充実

子どもがたくさんの本と出会い、読書の体験を深めていくためには、子どもが興味を持ち、感動する本を整えることが重要です。そのため、関係機関において、資料、設備およびサービスの充実を図ります。

③ 読書活動を進めるための連携・協力・人材育成

子どもの読書への関心を高めるためには、子どもを取り巻く社会の様々な方向から読書推進を啓発していくことが重要です。

美浜町では、町図書館、学校、保育所等関係機関、ボランティアなどが連携を図り、相互に協力し、社会全体として子どもの読書活動を推進します。また、そのために必要な人材を育成します。

3 計画の柱

基本方針に沿って、子どもの読書活動を具体的に推進していくため、4つの計画の柱のもと具体的な施策を行い、以下の目標値の達成に努めます。

- (1) 読書に親しむ機会の提供と充実
- (2) 子どもの読書環境の整備と充実
- (3) 子どもの読書活動に対する理解と関心の向上
- (4) 子どもの読書活動推進のための体制の整備

- 目標値
- ・読書が嫌いな子どもを減らします。
(「読書が嫌い」「どちらでもない」と答える子供の割合を、平成35年度までに小学生15%以下、中学生25%以下にします。)
 - ・1か月に1冊も本を読まない子どもの割合(不読率)を減らします。
(平成35年度までに小学生、中学生ともに0%にします。)

4 計画の期間と対象

【期間】 平成30年度から平成35年度までの5年間とします。

【対象】 概ね18歳以下の子どもとします。(0歳～18歳)

第3章 具体的な施策

計画の柱（１） 読書に親しむ機会の提供と充実

1 家庭、地域における取組み

ブックスタート事業(はじめまして絵本)を継続する	4か月児及び1歳半児を対象に絵本をプレゼントし、家庭での読み聞かせや図書館への来館を促進する。
乳幼児向けおすすめ本リストを配布する	町図書館内やブックスタート時に、乳幼児におすすめの本のリストを配布し「何を読んだらいいかわからない」という保護者を支援する。
出張朗読会やおはなし会など読書の楽しさを伝える機会を充実させる	児童館や公民館、子育て支援センター等に出向き、朗読会やおはなし会などの本に触れる機会を設け、読書が好きな人を増やす。
各施設における広報・啓発活動をする	各施設において、図書館のイベントチラシの配布やポスターの掲示をし、読書活動を促進する。

2 学校、保育所における取組み

学校図書館の利用指導・活動計画を立案し実施する	学校図書館の利用方法について指導したり、授業で学校図書館を活用したりできるよう、年間計画を立案し実施する。
「全校一斉読書タイム」を充実させる	「全校一斉読書タイム」を継続して実施するほか、高学年の児童が低学年の児童に読み聞かせを行う「ペア読書」などを行う。
「読み聞かせ」を充実させる	教員や保育士、ボランティアが積極的に読み聞かせを行い、本と触れ合う機会を設ける。
保護者やボランティアとの連携による読書活動の推進を図る	保護者やボランティアと連携して、読み聞かせなどの活動を行い、子どもたちの読書活動の推進を図る。
ブックトークやビブリオバトル※2などを行う	授業にブックトークを取り入れたり、ビブリオバトルを行ったりして、本に関する興味・関心を高める。
図書館見学を実施する	子どもたちが町図書館を利用できるよう図書館見学を実施し、子どもたちの読書活動の幅を広げる。
読書に関する情報を広報する	町図書館が発行する図書館だよりやイベントチラシ、各種図書リストなどを教室や図書館に掲示・配布する。

※2 おもしろいと思う本の魅力を5分間で紹介しあい、読みたくなった本を投票して決定する、書評会。

3 図書館等における取組み

年齢に応じたおはなし会を定期的を開催する	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢に応じたおはなし会を定期的を開催する。 ・英語によるおはなし会(えいごのおはなし会)を開催する。
読書啓発行事を開催する	子どもの読書週間や夏休み、秋の読書週間などの期間に、子ども向けの行事を開催し、子どもたちが本に親しむ機会を作るほか、図書館に来館するきっかけをつくるよう努める。
ブックトークや出張読み聞かせを実施する	学校や保育所、町内各施設に赴き、ブックトークや読み聞かせなどを行う。
図書館見学を受け入れる	小中学生の図書館見学を受け入れ、図書館の利用案内や本の紹介などを行い、図書館の利用を促進する。
職場体験やインターンシップを受け入れる	中高生の職場体験やインターンシップを受け入れ、より図書館を好きになってもらえるよう努める。
各種図書リストを作成する	読み聞かせにおすすめの本や、テーマ別、年齢別の本のリストを作成、配布する。



ブックスタート事業(はじめまして絵本)の様子

計画の柱（２） 子どもの読書環境の整備と充実

1 家庭、地域における取組み

団体貸出を利用する	町内各施設において、町図書館の資料の団体貸出、資料の配本サービス(ぐるぐるサービス)を利用して、より多くの本と触れ合う機会を設ける。
育児支援コーナー(すくすくコーナー)を充実させる	図書館の育児支援コーナー(すくすくコーナー)を充実させ、親子での図書館の利用を促進する。

2 学校、保育所における取組み

学校図書館の蔵書を充実させる	図書館の蔵書を充実させ、子どもたちを取り巻く読書環境を充実させる。
各種コーナーを充実させる	新刊コーナーやおすすめ本コーナー、特集棚を設置し、子どもたちの読書意欲を高める。
町図書館の配本サービス・学級文庫貸出を利用する	<ul style="list-style-type: none"> ・町図書館の配本サービス(ぐるぐるサービス)を利用し、子どもたちの学習活動に図書館の本を活用する。 ・町図書館の学級文庫貸出を利用し、朝の読書タイムを充実させる。

3 図書館等における取組み

児童書を充実させる	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちの読書意欲を高められるよう、リクエスト本を中心に様々な分野にわたる図書を収集する。 ・蔵書全体に対する児童書の割合を30%にする。
各種コーナーの充実と利用促進を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・児童書コーナーやTeen'sコーナーでは、子どもたちの興味を引くよう本の並べ方を工夫する。 ・季節や子どもたちの興味・関心にあった特集を行う。
子ども向け読書案内・相談を充実させる	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生向けの学年別児童書おすすめ本リストを作成する。 ・子どもたちが気軽に相談できるよう、フロアワークを充実させる。
親子で利用しやすい図書館を目指す	・館内施設のわかりやすい案内板の設置など、小さな子どもと一緒に安心して来館できる環境を作る。
お便り等によるPRをする	各年代に応じた図書館だより(美かん君の本だな、Teen's Letter)を作成し、学校図書館及び町図書館にて掲示・配布する。
団体貸出を行う	各団体等に、資料の団体貸出を行う。
配本サービス・学級文庫貸出を行う	<ul style="list-style-type: none"> ・町内各施設への配本サービス(ぐるぐるサービス)を実施する。 ・町内小中学校各クラスに学級文庫貸出を行う。

計画の柱（3） 子どもの読書活動に対する理解と関心の向上

1 家庭、地域における取組み

乳幼児期からの読み聞かせの啓発をする	ブックスタートの際に、保護者の方に乳幼児期からの読み聞かせの大切さを、実演やリーフレットを用いて伝える。
家庭教育及び子育て支援講座を実施する	関係各課及び施設と連携して、家庭教育や子育て支援に関する講演会や講座を実施する。

2 学校、保育所における取組み

「 <small>うちどく</small> 家読」を啓発する	親と子どもが同じ本を読む「 <small>うちどく</small> 家読」を啓発する。
園児の絵画展を行う	町図書館において園児の絵画展を行い、保護者が図書館に行くきっかけづくりを行う。

3 図書館等における取組み

教員対象の図書館利用教育を行う	町内小中学校の教員向けの図書館利用案内を作成し、全教員に配布する。
保護者向けに読み聞かせの支援活動をする	保護者向けの読み聞かせ講座やわらべうた講座を実施して、子どもの読書の大切さを理解してもらい、より読み聞かせ等を育児に取り入れられるよう支援する。
保護者に子どもの読書活動を啓発する	4か月及び1歳半健診に、図書館職員・ボランティアが赴き、子どもの読書活動の大切さを啓発する。
子どもの読書活動に関する情報を収集・広報する	子どもの読書活動に関する各種情報の収集に努めて、図書館掲示板やホームページ、facebook等で広報する。
「美かん君」を活用する	図書館マスコットキャラクター「美かん君」を活用して、図書館をPRする。



美浜町図書館マスコットキャラクター
「美かん君」

計画の柱（４） 子どもの読書活動推進のための体制の整備

1 家庭、地域における取組み

ボランティア団体の活動を支援する	町内各施設で、読み聞かせボランティアによるおはなし会を開催するなどして、活動の場を設ける。
ボランティア団体の活動場所を開拓する	地域において、ボランティア団体が活躍できる新たな場所の提案やイベントを企画する。

2 学校、保育所における取組み

教員や保育士の教育を行う	教員や保育士を対象とした、子どもの読書に関する研修を行う。
図書館担当者会を行う	町内小中学校の図書館担当者会を開催し、情報交換を行う。
町図書館との連携体制を充実させる	学校図書館の担当者と町図書館の職員が、意見交換できる場を設ける。

3 図書館等における取組み

ボランティア団体間の連携体制を構築する	ボランティア団体同士で情報交換を行ったり、連携を取ったりできるよう、ボランティア集会を年1回開催する。
ボランティアを育成する	読み聞かせボランティアを育成するために、養成講座や講演会を開催する。
図書館職員の教育を行う	より高度な知識や技術を習得できるよう職員の研修会を行ったり、他機関で開催される講座や研修に参加したりする。



平成29年7月6日実施
「わらべうたと読み聞かせ」講座の様子

参考資料

- ①読書環境現況調査アンケート結果
- ②子どもの読書活動推進に関する法律
- ③みはまの教育・合い言葉

①読書環境現況調査アンケート結果

・小・中学生

調査対象 町内小学校2年生 153人、5年生 179人

町内中学校2年生 204人

調査日 平成29年11月14日～12月13日

・大人

調査対象 ・ 町内小・中学校2・5年生及び中学校2年生の保護者 447人

・ 来館者 99人

調査日 ・ 保護者 平成29年11月14日～12月13日

・ 来館者 平成29年12月9日、10日

②子どもの読書活動推進に関する法律

平成13年12月12日 法律第154号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

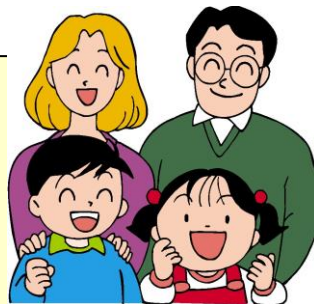
○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体を実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

みんなで

はじめよう！



まず、当たり前のことから！

◆ 広げよう！ 明るいあいさつ 素直な心

「おはよう」「ありがとう」「ごめんなさい」が素直に言える子に

◆ 教えよう！ 約束・きまり かまんの心

礼儀正しく、お手伝い・勉強・運動なんでもがんばる子に

◆ はぐくもう！ 命あるもの 尊ぶ心

命あるものをいつくしみ、他人も自分も大切にする子に



◆ 伝えよう！ 「もったいない」の言葉と心

物を粗末に扱わず、物にも感謝できる子に

◆ 実行しよう！ 早寝・早起き・朝ごはん

健康で、前向きにたくましく生きぬく子に



美浜町子ども読書活動推進計画
(第二次)

平成30年4月
美 浜 町
美浜町教育委員会